

平成22年10月25日

佐竹提出

第5回 特別支援教育の在り方に関する特別委員会資料

I. 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会(略：全肢P連)活動報告

全肢P連は昭和33年(1958)7月に東京都立光明養護学校の講堂に於いて、全国に開校した7校(都立光明、大阪府立、愛知県立、神戸市立友生、京都市立呉竹、静岡県立、尼崎市立)の参加を経て、全国肢体不自由養護学校PTA連合会が結成されました。

特殊教育が京都発祥から、すでに130年余りが経過し、平成19年4月、文部科学省初等中等教育局長、通知「特別支援教育の推進について(19文科初第125号)」が示され、これまで積み上げてきた特殊教育から特別支援教育の理念を基にした教育へと転換が図られました。

これにより、全国各地における特別支援学校等において、個別の教育支援計画が導入されました。

また、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導および生活や学習上の困難を改善又は克服し、必要な支援を実現する為に学校と保護者、関係諸機関の連携は、一層重要なものとなりました。

全肢P連は結成当初より、PTAが一致団結し、全国に於ける特別支援教育(肢体不自由教育)がさらに健全な発展を遂げることを活動の理念に、障害のある人もない人も互いに支え合う共生・協働の社会の実現に向け、理解啓発・充実を進めるPTA活動を推進して参りました。

全肢P連ならびに全国特別支援学校肢体不自由教育校長会は、毎年8月の3日間、PTA・校長会合同研究大会『全国大会』を開催し、「子どもたち一人一人のニーズに応じた特別支援教育・肢体不自由教育の取り組みおよび共生社会づくりの為、PTA活動はどうあるべきか」を主題に研究協議を重ねています。

本研究大会の分科会の共通テーマを「子どもたちをとりまくネットワーク」とし、6つに分けた分科会「学校」「地域」「福祉」「労働」「医療」「機器」の趣旨に沿って、全国の担当校の保護者が中心となって、実践報告や意見発表を致します。3日間協議された、共通理解に至った以下の重点事項を挙げ、子どもたちの育成と子どもたちの幸福な未来を実現していくことを掲げ、次年度まで全国(6ブロック)各地でPTAが活発に活動します。

(平成22年8月開催「山形大会」で承認された大会宣言文の重点項目)

- 乳幼児期から生涯に渡り、教育・福祉・医療・労働等の各関係機関が協力し、幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた「個別の支援計画」を策定し、計画の実施、評価を通して、障害の多様化、重度・重複化に対応する特別支援教育の充実を図っていきます。
- 障害のある子ども達と障害のない子ども達が共に学ぶ、居住地域での小・中学校との共同学習を推進し、地域での交流などの基盤づくりを進めていきます。
- 医療的ケア実施体制整備事業(厚労省：平成16年10月通知)を踏まえた組織の再編整備と看護師配置(非常勤看護師含)の充実と共に、幼児児童生徒の安全・衛生面を最大限に守りながら、子ども達の教育を支えるため、医療的ケアの管理と質の向上を進めていきます。
- 障害のある幼児児童生徒が等しく教育を受ける権利を確立するために、義務教育国庫負担制度及

び特別支援教育就学奨励費制度の堅持・充実とその財源の確保を求めています。

- 特別支援学校は、その専門性を活かし、近隣の幼稚園や小・中・高等学校への相談支援や巡回指導などが実施できるセンター的機能の充実を図っていきます。
- 特別支援学校としての教育を一層充実するため、特別支援学校等の教職員定数改善計画の実施を目指します。
また、障害に応じた知識・技能・経験等の自立活動の専門性を備えた、教員定数外のOT・PT・ST等の外部専門職の配置や導入を進め、校内の担任等と外部人材が互いに連携し、特別支援教育の向上を図っていきます。
- 障害のある子ども達が利用できる、児童ディサービス、放課後ディサービス等、肢体不自由児施設(通園施設)、重症心身障害児者通園施設等の整備を進め、医療的ケアの必要な障害児・者も地域で安心して生活ができるよう、事業を拡充していきます。
- 卒業後の自立や社会参加に向けて、市区町村に設置された就労支援センターを活用すると共に、労働関係各機関等と連携を図り、生徒の就業を促進していきます。
- ノーマライゼーションの理念に沿って、地域への移行の支援を進める為に、自立支援協議会を中心に相談支援事業を拡充し、就業や日中活動へ通う障害者のグループホーム・ケアホーム等の生活の場を確保します。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における肢体不自由教育の専門的な研修等の積極的な推進と、特別支援教育コーディネーターの資質の確保、養成、特別支援教育(肢体不自由教育)に携わる教員の専門性・資質の向上を図っていきます。
- 情報機器の整備、AAC、その関連機器の開発および、肢体不自由児・者のためのコミュニケーション支援・就労支援など、機器を活用したIT指導の充実を図っていきます。
- 公共・民間の施設・交通機関のバリアフリー、ユニバーサルデザインを活用した建物や設備の具体的な施策を促進していきます。

II. 障害のある児童生徒の実態と様子(保護者の視点から)

近年の重度・重複化にともない学校全体はその対応に追われている(医療的ケア)そのため、医療的ケアに対応できる看護師の配置が進み、保護者は安心して通学できることが望まれる。

子どもたちの給食(食育)は医療的配慮の必要な子(注入の食事)も含め、給食の4形態(初期食・中期食・後期食・普通食)に加え、アレルギー対応のアレルギー除去食が守られるべきである。誰も食べることは成長と健康維持のために保障されるべきである。

発達障害の特性として、自閉傾向の子どもは耳からの情報(音、クラクション、人の声)などに極端に反応し、耳にヘッドホンなどをして、さえぎることで落ち着いて街中を歩くことが出来る。子どもは視覚からの刺激にも過激に反応するため、教室内の掲示物の配慮も必要。危険を回避するため、出入り口や窓などの設備、設置にも配慮が必要。

周りの様々な刺激や突発的な出来事にパニックになり、奇声をあげたりして、周りを驚かすが、本人の意思や努力とは違うところに現実があり、そのことを周りも理解して声かけなどが必要、社会全体の理解促進が望まれる。

特別支援学校は本人支援のみならず、家族支援の一端を担っている。未だ、発展、整備途中であり、現行の制度をより子どもたちのために充実させることを望む。

障害の種別を超えた教育から障害個別および個人のニーズに対応した教育へ

2010年10月25日

(財) 全日本ろうあ連盟 久松三二

学校教育法で定める現行の特別支援教育制度は、障害の種別を超えた教育を理念とし統合的な特別支援教育を目標にしてきましたが、統合を推進することにより障害個別教育の「専門性」「集団性」が損なわれてきていることが指摘されているところです。

今後、障害者権利条約の第24条に定める「教育」の条項に即して、現行の特別支援教育制度がインクルーシブ教育システムを推進する役割を担うことができるよう、発展的に制度改良を図っていく必要があると考えます。

障害者権利条約第24条1項(e)「学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。」および同条3項の「締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は次のことを含む適切な措置をとる。(a)点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに適応及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。(b)手話の習得及び聴覚障害者の社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。(c)視覚障害若しくは聴覚障害又はこれらの重複障害のある者(特に児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」(政府仮訳)の条文に即して、現行の特別支援教育制度の学校制度を改良し、新規に学校内に個別支援センターを設置し、以下のとおりの内容にする必要があると考えます。

(1) 特別支援学校体制(特別支援、聾、盲の三体系とする)

(a) 特別支援学校(病弱、知的障害、肢体不自由)

特別支援学校に「個別支援センター」機能をもった機関を設置する。

(b) 聾学校

聾学校に「個別支援センター」機能をもった機関を設置する。

(c) 盲学校

盲学校に「個別支援センター」機能をもった機関を設置する。

(2) 「個別支援センター」における早期教育システムおよび保護者サポートシステムの構築

- (a) 特別支援学校、聾学校、盲学校において、0歳から6歳までの就学前の障害をもった子どもへの個別教育を推進する。
- (b) 0歳から6歳までの就学前の障害をもった子どもの保護者の経済的、移動等にかかる負担を軽減するシステムを構築する。
- (c) 0歳から6歳までの就学前の障害をもった子どもの保護者への相談システムを構築し、特別支援学校等の教育内容、教育方法等並びに地域学校での教育内容、方法等に関する情報を提供し助言を行う。
- (d) 障害者福祉、医療、心理学、言語学等に精通した専門家の配置を促進する。

添付資料（聴覚障害をもつ教職員の職能集団である全国聴覚障害教職員懇談会からの意見書を添付します。）

1. 全国聴覚障害教職員懇談会意見書

平成 22 年 10 月 22 日

全国聴覚障害教職員協議会
会長 堀谷 留美

文部科学省中央教育審議会「特別支援教育の 在り方に関する特別委員会」への意見書

平素は、聴覚に障害のある児童生徒の教育に関しまして、ご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

当会、全国聴覚障害教職員協議会は、全国の教育機関に勤務する聴覚障害者の団体です。聴覚障害教育に関するさまざまな理論と実践の交流研究を目的として平成 8 年に結成し、全国規模の団体として諸研修事業を推進しています。

わが国の教育機関に従事する聴覚障害のある教職員は、当会の調査によれば 332 名おり、そのうち、聴覚障害教育を行う特別支援学校に勤務する聴覚障害者は、273 名です。（平成 22 年 7 月現在）。

当会の研修事業、調査事業により得られた知見をふまえて、今後の特別支援教育のあり方につきまして、次のように認識しています。ご検討のうえ、今後の文教政策に反映いただけますよう、よろしくお願い申しあげます。

1、教育現場への聴覚障害者の積極的な採用の更なる促進ならびに適切な職場環境の保障をお願いします。

障害のある教職員の役割については、次のことが挙げられます。

- 同じ障害のある児童生徒が、自己の将来像を描く上での指針となる
- 障害に応じた指導方法の工夫を同じ立場、また自身の経験をもとに実践、提案できる
- 手話のみならず、個々の児童生徒にみあった多様なコミュニケーションモデルを提供できる
- 保護者支援にあたり、当事者としての体験に基づいた適切な支援ができる
- 障害のない教職員とよき関係を築くことにより、児童生徒、保護者に対して望ましい社会参加の関係モデルを提供できる

○ 視覚的補助機器の設置、手話通訳の配置等、障害に即した職場環境を学校園内で整備することに、当事者として関与することで社会にバリアフリーのモデルを示すことができる。

聴覚障害のある教員は、当事者としての経験と知見を教育現場に反映させていく意味で聴覚特別支援学校（以下、聾学校）における中枢的役割をになう位置にあり、また今後の聴覚障害教育のありように影響を及ぼすものでもあり、その積極的な雇用を推進していただくようお願いします。また、異なる障害種の支援校、および通常学校に勤務する聴覚障害のある教職員については、次のような重要な意義をもっています。

○ その教職員がもつ障害と配慮すべき諸事項について、校内外に啓発することで、社会的理解を広げることができる。

ただし、次の条件が整えられてはじめて、聴覚障害教職員の能力が発揮されるものであり、その条件整備が不十分である現在、異なる障害種の支援校への配置は、きわめて慎重になされるべきものと考えます。

- ① 教職員本人の希望・適性を尊重した適切な人事配置が行われていること
- ② 通訳体制をはじめコミュニケーション保障等、職場におけるバリアフリー体制が整備されていること

2. 障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革のための基本的な方向」における特別支援教育に関する記述は、インクルージョンのあり方、教育の専門性の向上等をめざすものとして基本的には賛同できるものですが、聴覚障害教育を担う聾学校の存続と活性化を図ることをお願いするものであります。

聾学校が、その専門的役割によせる最重要ニーズとして期待される基盤は、次の通りであると考えます。

○手話、聴覚活用、口話法、言語指導、心理的支援、就労の支援等、様々な分野をカバーする専門性の向上と継承。これらの専門性は、様々な障害の特性に応じた指導技術の豊かさにつながるものと考えます。

○手話を中核とした共通のコミュニケーション手段を持った集団の保障

特に、聴覚障害のある児童生徒は、言語の教育において日本語学習と手話学習というバイリンガル教育を本質的ニーズとする固有の特徴がありますので、かれらのコミュニティが公教育において保障されなければなりません。聾学校と寄宿舎での生活を通して、障害の自己理解や公共性、協調性が育まれていくのであって、聾学校が単独校として存続されねばならない根拠をなすものであります。

○社会とのつながり、成人聴覚障害者とのつながり

聴覚障害のある児童生徒は、年長者の聴覚障害者の多様なモデルが提供されてこそ、自己の近未来によせる肯定的な見通しをもつことができます。一部の聾学校は、学校開放事業の中で成人聴覚障害者を定期的に招聘し、さまざまなロールモデルを提供するという先進的な取り組みを実施しています。また、手話通訳派遣、就労支援や心理相談等において成人聴覚障害者団体との連携を深めていく中で聾学校の専門性を広げ、社会的信頼を積み上げている聾学校も数校存在しています。

このような取り組みは、障害のある子どもの社会的自立と社会参加につながるものであり、聾学校における幅広い支援事業の促進をお願いするものです。

3. 教員研修プログラムの充実を図るとともに、手話通訳、要約筆記通訳の派遣などの情報保障の促進をお願いします。

国および都道府県では、特別支援学校教員の専門性の確保のために、以下の取り組みが推進されています。

- 各都道府県の教員を対象にした専門性向上事業
- 特別支援学校教諭免許状に関する認定講習
- 教育委員会主催の教員研修や校内研修等

聴覚障害のある教職員は、上記を含めるさまざまな研修会に参加し、専門性の向上に努める責務があります。そのために、全国各地で図られるべき配慮事項は次の通りです。

- 研修会における手話通訳等の情報保障と、研修に積極的に参加できるため

の環境整備

○手話通訳等の派遣にかかる公費保障の統一化

都道府県によってばらつきがある。地域の格差をなくすために公費保障や派遣態様についての統一を図る必要がある。

○教員採用試験における聴覚障害者に対する配慮

英語科のヒアリング試験の代替措置、音楽の楽器や歌唱等の実技試験等における配慮

個人面接および集団面接試験におけるコミュニケーション保障

(手話通訳、要約筆記通訳派遣等)

この問題は、聴覚障害者の積極的採用の促進の課題ともかかわるものであり、十分な検討と各都道府県への周知徹底をお願いします。

以上

<お問い合わせ先>

全国聴覚障害教職員協議会

事務局：木村美津子

Email:kimura-m@deaf-s.tsukuba.ac.jp

URL:<http://www7a.biglobe.ne.jp/~zentyokyonew/>

平成22年10月25日

特別支援教育の在り方

に関する特別委員会

「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」当面の進め方（案）

（当面の予定）

第6回特別委員会 11月上旬

第7回特別委員会 11月中旬

中央教育審議会初等中等教育分科会
特別支援教育の在り方に関する特別委員会 委員名簿

- | | |
|---------|---|
| 青山 彰 | 東京都立竹台高等学校長、全国高等学校長協会会長 |
| 安彦 忠彦 | 早稲田大学教育・総合科学学術院教授 |
| ○ 石川 准 | 静岡県立大学国際関係学部教授、NPO 法人全国視覚障害者情報提供施設協会理事長 |
| 大久保常明 | 社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会常務理事 |
| 太田 裕子 | 品川区立鈴ヶ森小学校長（前・東京都教育庁指導部副参事） |
| 大南 英明 | 全国特別支援教育推進連盟副理事長 |
| 岡上 直子 | 全国幼児教育研究協議会副理事長、練馬区立光が丘さくら幼稚園長（前・全国国公立幼稚園長会会長） |
| 尾崎 祐三 | 都立南大沢学園特別支援学校長、全国特別支援学校長会会長 |
| 乙武 洋匡 | 作家、前杉並区立杉並第四小学校教諭 |
| 貝谷 久宣 | 社団法人日本筋ジストロフィー協会理事長、医療法人和楽会理事長 |
| 河本 眞一 | 中野区立桃園小学校長、全国特別支援学級設置学校長協会会長 |
| 北住 映二 | 心身障害児総合医療療育センターむらさき愛育園長、一般社団法人日本小児神経学会 社会活動委員会副委員長 |
| 木船 憲幸 | 広島大学大学院教育学研究科教授 |
| 清原 慶子 | 三鷹市長 |
| 齋藤 幸枝 | 特別区教育長会会長、全国心臓病の子どもを守る会会長 |
| 佐竹 京子 | 全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会事務局長、全国障害種別 PTA 会長連絡協議会世話人 |
| 品川 裕香 | 教育ジャーナリスト、発達性ディスレクシア研究会理事 |
| 新藤 久典 | 新宿区立西戸山中学校長、全日本中学校長会会長 |
| 杉山登志郎 | 浜松医科大学児童青年期精神医学講座特任教授 |
| 高橋 健彦 | 茨城県東海村教育長、全国町村教育長会長 |
| 中澤 恵江 | 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所企画部上席総括研究員 |
| 中村 文子 | NPO 法人若駒ライフサポート理事、NPO 法人東京都自閉症協会前理事（元・全国知的障害特別支援学校 PTA 連合会会長） |
| 久松 三二 | 財団法人全日本ろうあ連盟事務局長 |
| ◎ 宮崎 英憲 | 東洋大学文学部教授 |
| 向山 行雄 | 中央区立泰明小学校長、全国連合小学校長会長 |
| 山岡 修 | 日本発達障害ネットワーク副代表、全国 LD 親の会理事 |
| 山口 利幸 | 長野県教育委員会教育長 |

（◎：委員長、○：委員長代理）

（平成 22 年 10 月 25 日現在）